

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年12月15日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 姜 昇浩

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介
連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

【届出の対象とした募集内 グローバルX 半導体 ETF
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定
国投資信託受益証券の金額】 5億円を上限とします。

(2) 継続申込期間
5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年3月24日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

. 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をフィラデルフィア半導体株指数（以下「対象株価指数」という場合があります。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信 (リート) その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型
追加型投信	内外			

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	あり ()	日経225
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 ()		アフリカ		
資産複合 ()	日々	中近東 (中東)	なし	TOPIX
資産配分固定型	その他 ()	エマージング		
資産配分変更型				その他 (フィラデルフィア 半導体株指数(円換 算ベース))

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ 従来の信託財産とともに運用されるファンド

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等 クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5兆円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

米国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます)に投資し、フィラデルフィア半導体株指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF(上場投資信託証券)を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

フィラデルフィア半導体株指数について

- フィラデルフィア半導体株指数は、Nasdaq, Inc.が算出している半導体関連のビジネスを行なう企業で構成される株式インデックスです。
- 米国に上場する株式のうち流動性の要件を満たす銘柄をユニバースとし、半導体関連ビジネス*により収益を上げている時価総額上位30銘柄が指数構成銘柄となります。
*半導体関連ビジネスにより収益を上げている企業とは、ICB(業種分類ベンチマーク)により、Semiconductors SubsectorまたはProduction Technology Equipment Subsectorに分類される企業のことを行います。
- 各銘柄は時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、時価総額上位5銘柄は1銘柄あたり最大8%、それ以外の銘柄は1銘柄あたり最大4%。)。
- 原則として毎年9月の第三金曜日に指数構成銘柄の見直しを行ないます。構成比率の見直しは毎年3月、6月、9月、12月の第三金曜日に行ないます。

※「フィラデルフィア半導体株指数(円換算ベース)」は、Nasdaq, Inc.が算出する「フィラデルフィア半導体株指数」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。

※「フィラデルフィア半導体株指数」を以下「対象株価指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、現金により行ないます。

- ・追加設定は5万口以上5万口単位となります。

●解約請求により換金を行なうことができます。

- ・受益権をもって株式と交換することはできません。
- ・換金は5万口以上5万口単位となります。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月24日および9月24日です。

(注)第1計算期間は、2023年9月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「フィラデルフィア半導体株指数」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 投資対象であるETFの株式組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること(ETFを利用した場合)
- (c) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (d) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (f) 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- (g) 株価指数先物取引およびETFと指数の動きの不一致(株価指数先物取引およびETFを利用した場合)
- (h) 株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- (i) 株式、株価指数先物取引およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- (j) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (k) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- (l) 投資対象であるETFの配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること(ETFを利用した場合)

●指標の著作権等について

本製品は、Nasdaq, Inc.およびその関連会社(以下、Nasdaqおよびその関連会社を「企業」といいます)がスポンサー、保証、販売または宣伝しているものではありません。企業は、本商品の合法性、適合性、説明および開示の正確性または妥当性について、何ら見解を示しておりません。企業は、本商品の所有者または一般投資家に対し、一般的な証券投資または本商品への投資の是非、あるいはフィラデルフィア半導体株指数が一般の株式市場のパフォーマンスを追跡する能力について、明示または默示の表明または保証を行うものではありません。Global X Japan株式会社(以下「ライセンサー」との関係は、Nasdaq®、PHLX Semiconductor Sector IndexTM、SOXSM、およびライセンサーの特定の商号の使用許諾、およびライセンサーまたは本製品に関係なくNasdaqが決定、構成、計算するフィラデルフィア半導体株指数の使用のみとなっています。Nasdaqは、フィラデルフィア半導体株指数の決定、構成、計算において、ライセンサーまたは本製品の所有者のニーズを考慮する義務を負わない。企業は、本商品の発行時期、価格、数量の決定、または本商品を現金化するための方程式の決定もしくは計算について責任を負わず、またそれらに関与していない。企業は、本商品の管理、販売または取引に関して、いかなる責任も負いません。

企業は、フィラデルフィア半導体株指数またはそれに含まれるデータの正確性および中断のない計算を保証するものではありません。企業は、ライセンサー、製品の所有者、またはその他の人物や団体が、フィラデルフィア半導体株指数またはそこに含まれるデータの使用によって得られる結果について、明示または默示を問わず、いかなる保証も行いません。企業は、フィラデルフィア半導体株指数[®]またはそこに含まれるデータに関して、明示または默示の保証を行わず、特定の目的または使用に対する商品性または適合性のすべての保証を明示的に放棄します。上記を制限することなく、たとえそのような損害の可能性を通知されていたとしても、いかなる場合も、会社は、逸失利益、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、結果的損害について、いかなる責任も負わないものとします。

<訂正後>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をフィラデルフィア半導体株指数(配当込み)(以下「対象株価指数」という場合があります。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	M M F	インデックス型
	海 外	不動産投信 (リート)	M R F	
	内 外	その他資産 () 資産複合	E T F	特殊型
追加型投信				

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	あり ()	日経225
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債	()	アフリカ	なし	
その他債券	()	中近東 (中東)		
クレジット属性	()	エマージング		
不動産投信				
その他資産				
()				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率について固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5兆円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

米国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます)に投資し、フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF(上場投資信託証券)を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

フィラデルフィア半導体株指数について

- フィラデルフィア半導体株指数は、Nasdaq, Inc.が算出している半導体関連のビジネスを行なう企業で構成される株式インデックスです。
- 米国に上場する株式のうち流動性の要件を満たす銘柄をユニバースとし、半導体関連ビジネス*により収益を上げている時価総額上位30銘柄が指標構成銘柄となります。
 - *半導体関連ビジネスにより収益を上げている企業とは、ICB(業種分類ベンチマーク)により、Semiconductors SubsectorまたはProduction Technology Equipment Subsectorに分類される企業のことをいいます。
- 各銘柄は時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、時価総額上位5銘柄は1銘柄あたり最大8%、それ以外の銘柄は1銘柄あたり最大4%。)。
- 原則として毎年9月の第三金曜日に指標構成銘柄の見直しを行ないます。構成比率の見直しは毎年3月、6月、9月、12月の第三金曜日に行ないます。

※「フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)(円換算ベース)」は、Nasdaq, Inc.が算出する「フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。

※「フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)」を以下「対象株価指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、現金により行ないます。

- ・追加設定は5万口以上5万口単位となります。

●解約請求により換金を行なうことができます。

- ・受益権をもって株式と交換することはできません。
- ・換金は5万口以上5万口単位となります。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月24日および9月24日です。

(注)第1計算期間は、2023年9月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 投資対象であるETFの株式組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること(ETFを利用した場合)
- (c) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (d) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (f) 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- (g) 株価指數先物取引およびETFと指数の動きの不一致(株価指數先物取引およびETFを利用した場合)
- (h) 株式、株価指數先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- (i) 株式、株価指數先物取引およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- (j) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (k) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- (l) 投資対象であるETFの配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること(ETFを利用した場合)

●指数の著作権等について

本製品は、Nasdaq, Inc.およびその関連会社(以下、Nasdaqおよびその関連会社を「企業」といいます)がスポンサー、保証、販売または宣伝しているものではありません。企業は、本商品の合法性、適合性、説明および開示の正確性または妥当性について、何ら見解を示しておりません。企業は、本商品の所有者または一般投資家に対し、一般的な証券投資または本商品への投資の是非、あるいはフィラデルフィア半導体株指数が一般の株式市場のパフォーマンスを追跡する能力について、明示または黙示の表明または保証を行うものではありません。Global X Japan株式会社(以下「ライセンサー」)との関係は、Nasdaq®、PHLX Semiconductor Sector IndexTM、SOXSM、およびライセンサーの特定の商号の使用許諾、およびライセンサーまたは本製品に関係なくNasdaqが決定、構成、計算するフィラデルフィア半導体株指数の使用のみとなっています。Nasdaqは、フィラデルフィア半導体株指数の決定、構成、計算において、ライセンサーまたは本製品の所有者のニーズを考慮する義務を負わない。企業は、本商品の発行時期、価格、数量の決定、または本商品を現金化するための方程式の決定もしくは計算について責任を負わず、またそれらに関与していない。企業は、本商品の管理、販売または取引に関して、いかなる責任も負いません。

企業は、フィラデルフィア半導体株指数またはそれに含まれるデータの正確性および中断のない計算を保証するものではありません。企業は、ライセンサー、製品の所有者、またはその他の人物や団体が、フィラデルフィア半導体株指数またはそこに含まれるデータの使用によって得られる結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。企業は、フィラデルフィア半導体株指数®またはそこに含まれるデータに関して、明示または黙示の保証を行わず、特定の目的または使用に対する商品性または適合性のすべての保証を明示的に放棄します。上記を制限することなく、たとえそのような損害の可能性を通知されていたとしても、いかなる場合も、会社は、逸失利益、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、結果的損害について、いかなる責任も負わないものとします。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社 (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)	三井住友信託銀行株式会社	信託契約（1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（2）に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

- 1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
 2：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。

<委託会社等の概況（2022年12月末日現在）>

- ・資本金の額 25億円
- ・沿革
2019年 9月 2日 設立登記
2020年 3月11日 金融商品取引業者登録
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

<訂正後>

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)	信託契約（1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（2）に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

2：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。

<委託会社等の概況（2023年9月末日現在）>

・資本金の額 25億円

・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<訂正前>

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

主として、米国の金融商品取引所に上場している株式（D R（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

<訂正後>

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

主として、米国の金融商品取引所に上場している株式（D R（預託証券）を含みます。）に投資し、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引、ETF（上場投資信託証券）を利用することがあります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをおそれ）を減じる目的

ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

— 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

<訂正前>

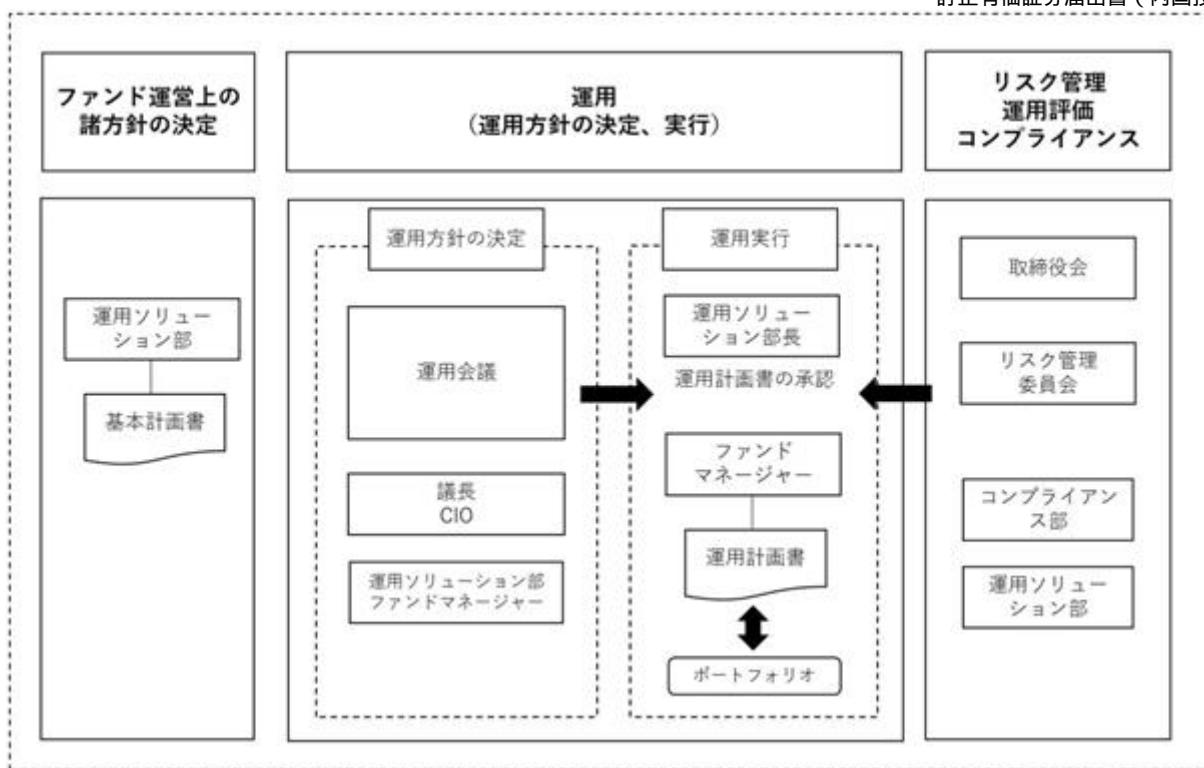
運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ．ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めてあります。

ロ．ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ．社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ．リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ．内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2022年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<訂正後>

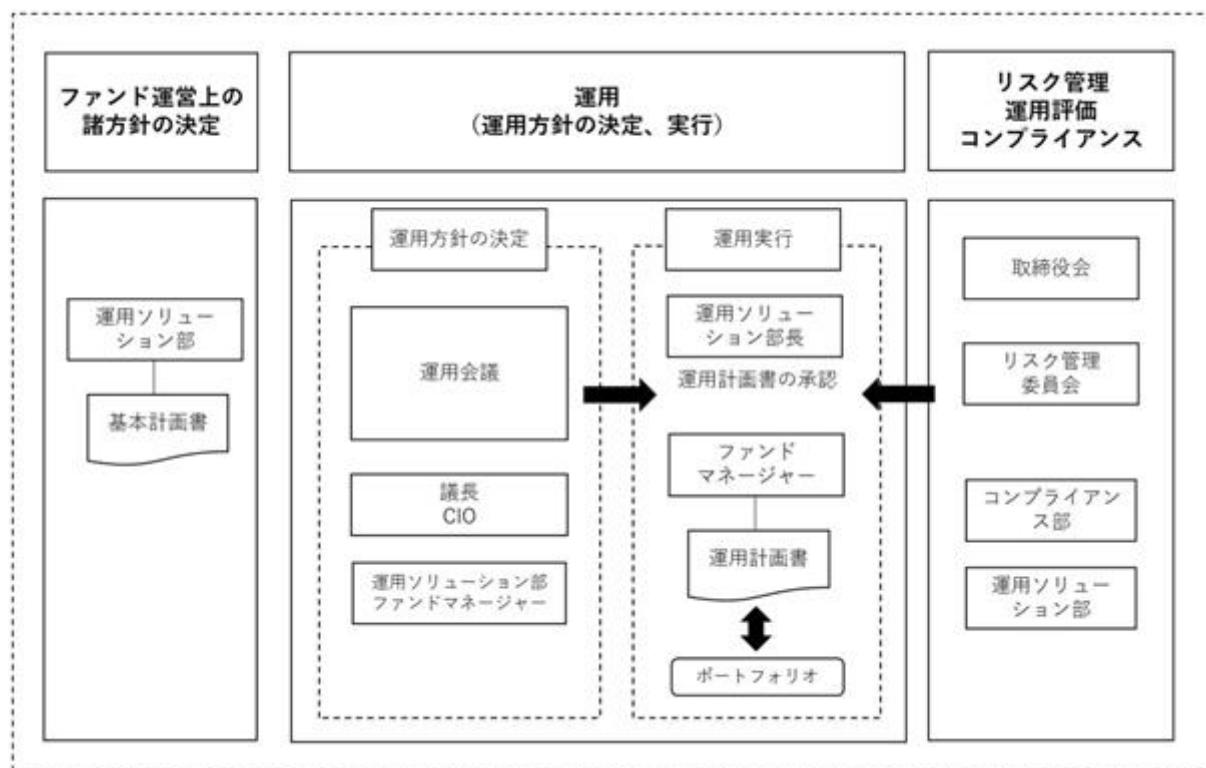
運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ．ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ．ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ．社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

口. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2023年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3 【投資リスク】

<訂正前>

(1) 値額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

また、特定の分野に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ. 解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

- 八．市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。
 ニ．コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付けの申込みの受付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

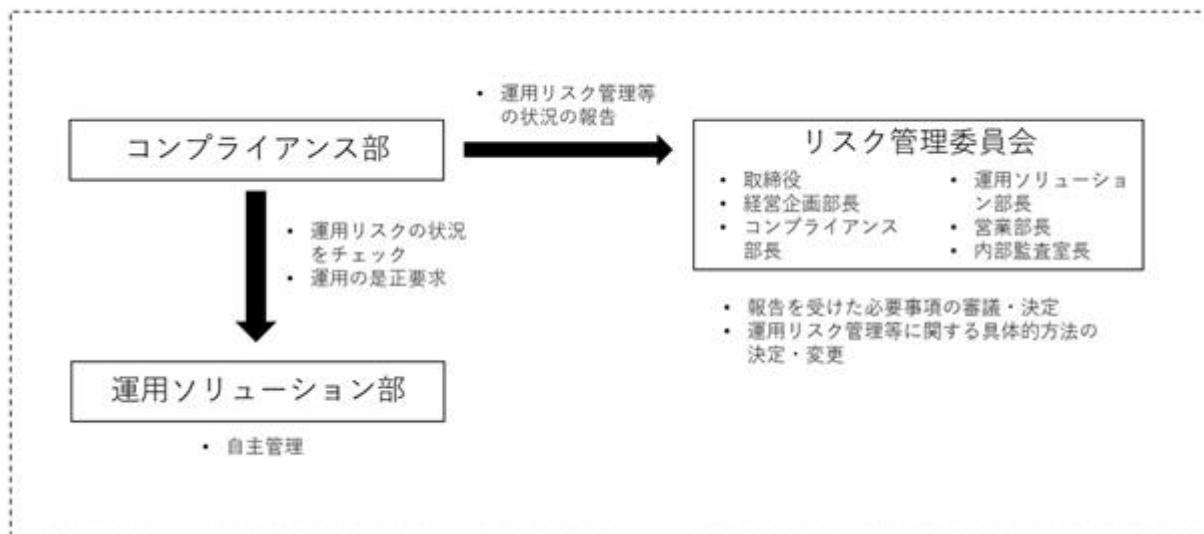
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

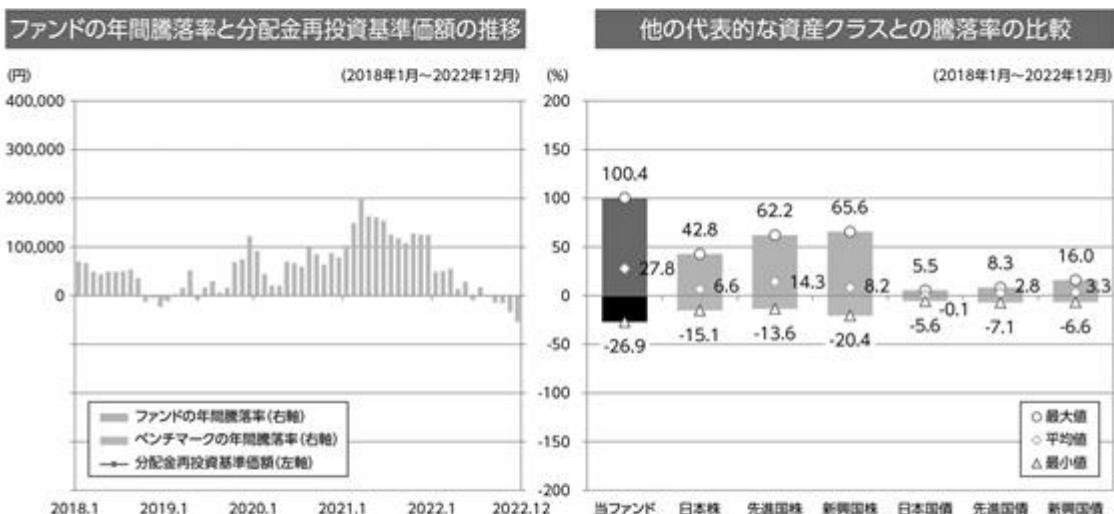
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。



- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



*各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

*ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

*資産クラスについて

日本株 : Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
先進国株 : Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
新興国株 : Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
日本国債 : Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
先進国債 : Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
新興国債 : Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

*指標について

当ファンドは、Morningstar, Inc. 又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推進、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は默示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していくかかる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は默示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は默示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

<訂正後>

(1) 優先変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

また、特定の分野に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ. 解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ニ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受けたお買付けの申込みの受付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

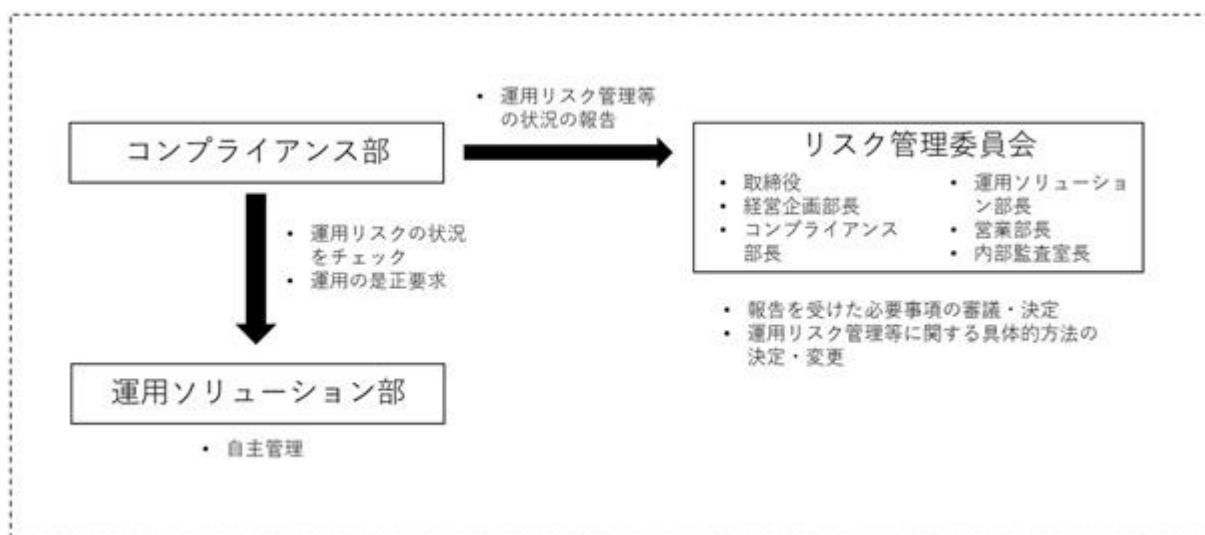
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。

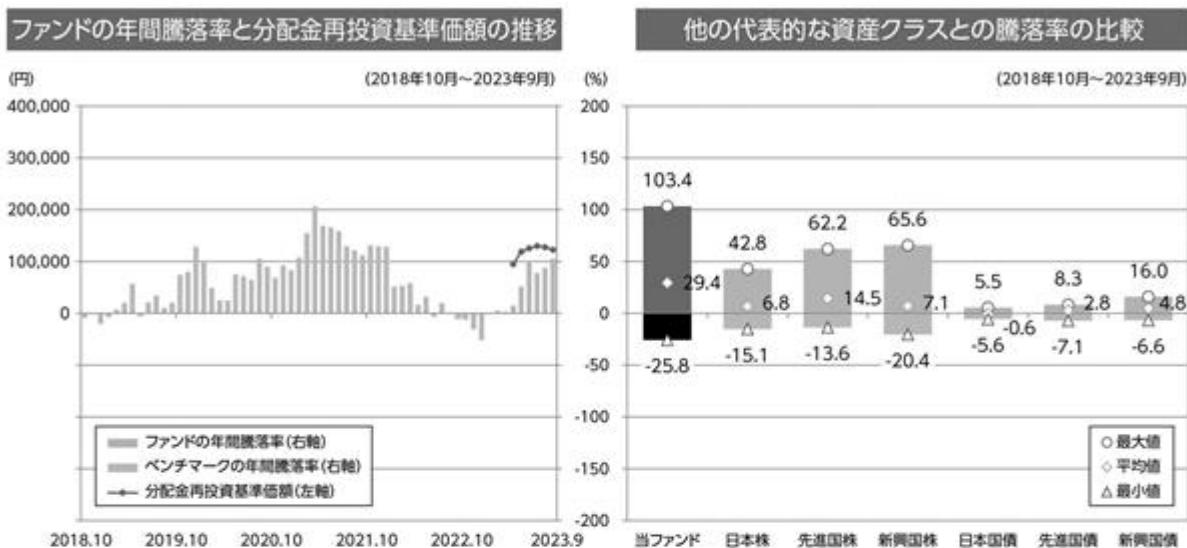


流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※資産クラスについて

日本株: Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
先進国株: Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
新興国株: Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
日本国債: Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
先進国債: Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
新興国債: Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc. 又はイボットソン・アンド・シエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービススマーカ及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用的の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

* 提出日現在、商標使用料は純資産総額に対して年率0.06%以内を乗じて得た額となります。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

() 売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

* 提出日現在、商標使用料は純資産総額に対して年率0.06%以内を乗じて得た額となります。

* 提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜 0.0075%）

・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中より支弁します。

() 売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税 15% および地方税 5%）の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日ま

で基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

□ 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

ハ. 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

□ 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2022年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

□ 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

八．損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

上場証券投資信託等は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は2023年12月末までの制度となります。

2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、上場証券投資信託等は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。当ファンドはNISA（少額投資非課税制度）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。
なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

投資状況

2023年9月末日現在

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式	内 アメリカ	2,389,819,348	73.65
	内 オランダ	222,365,026	6.85
	内 台湾	110,846,582	3.42
	内 ケイマン諸島	76,074,802	2.34
投資信託受益証券		428,762,334	13.21
内 アメリカ		428,762,334	13.21
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		17,123,849	0.53
純資産総額		3,244,991,941	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

2023年9月末日現在

順位	銘柄名	通貨地域	種類業種	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価(円)	評価単価 時価(円)	利率(%) 償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
1	INVESTCO PHLX SEMICONDUCTOR	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託受益証券 -	106,480	3,930.96	4,026.69	-	13.21
					418,568,876	428,762,334	-	
2	INTEL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	45,671	5,182.94	5,262.22	-	7.41
					236,710,372	240,331,050	-	
3	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	15,181	14,376.13	15,370.84	-	7.19
					218,244,087	233,344,734	-	
4	TEXAS INSTRUMENTS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	9,550	23,992.63	23,796.68	-	7.00
					229,129,635	227,258,315	-	

5	BROADCOM INC	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	1,739	120,914.48 210,270,296	124,450.55 216,419,523	- -	6.67
6	NVIDIA CORP	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	3,252	61,353.22 199,520,699	64,452.52 209,599,615	- -	6.46
7	NXP SEMICONDUCTORS NV	アメリカ・ ドル オランダ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	3,901	29,018.51 113,201,246	29,995.27 117,011,577	- -	3.61
8	ANALOG DEVICES INC	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	4,414	26,002.98 114,777,185	26,387.40 116,474,018	- -	3.59
9	QUALCOMM INC	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	7,006	16,148.65 113,137,489	16,618.33 116,428,076	- -	3.59
10	MICRON TECHNOLOGY INC	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	11,473	10,156.48 116,525,317	9,752.61 111,891,763	- -	3.45
11	TAIWAN SEMICONDUCTOR- SP ADR	アメリカ・ ドル 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	8,576	12,768.14 109,499,644	12,925.20 110,846,582	- -	3.42
12	MARVELL TECHNOLOGY INC	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	13,670	7,754.22 106,000,285	8,077.31 110,416,964	- -	3.40
13	KLA CORP	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	1,599	66,850.29 106,893,619	68,521.10 109,565,242	- -	3.38
14	APPLIED MATERIALS INC	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	5,253	20,221.72 106,224,696	20,674.94 108,605,499	- -	3.35

15	LAM RESEARCH CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	1,142	91,302.13 104,267,039	93,864.44 107,193,192	- -	3.30
16	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	アメリカ・ドル オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	1,213	87,073.50 105,620,167	86,853.62 105,353,449	- -	3.25
17	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	8,625	11,381.54 98,165,801	11,758.48 101,416,922	- -	3.13
18	ON SEMICONDUCTOR	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	6,837	13,601.30 92,992,152	14,067.99 96,182,909	- -	2.96
19	GLOBALFOUNDRIES INC	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 半導体・半導体製造装置	8,679	8,572.42 74,400,118	8,765.38 76,074,802	- -	2.34
20	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	757	65,872.03 49,865,134	67,598.19 51,171,832	- -	1.58
21	SKYWORKS SOLUTIONS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	2,525	14,401.56 36,363,945	14,642.38 36,972,025	- -	1.14
22	TERADYNE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	2,440	14,301.34 34,895,278	14,910.13 36,380,727	- -	1.12
23	ENTEGRIS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	2,378	13,463.69 32,016,668	13,722.46 32,632,031	- -	1.01
24	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	2,184	12,395.69 27,072,197	12,660.45 27,650,425	- -	0.85

25	QORVO INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	1,551	14,142.78 21,935,465	14,280.40 22,148,904	- -	0.68
26	ALLEGRO MICROSYSTEMS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	3,048	4,747.66 14,470,895	4,852.37 14,790,039	- -	0.46
27	RAMBUS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	1,729	7,929.23 13,709,648	8,337.58 14,415,691	- -	0.44
28	AMKOR TECHNOLOGY INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	3,893	3,326.65 12,950,684	3,405.93 13,259,311	- -	0.41
29	AXCELIS TECHNOLOGIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	521	23,119.08 12,045,043	24,182.59 12,599,133	- -	0.39
30	COHERENT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,383	4,325.85 10,308,509	4,803.01 11,445,581	- -	0.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□. 投資有価証券の種類別投資比率

2023年9月末日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	86.26
投資信託受益証券	13.21
合計	99.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八. 投資株式の業種別投資比率

2023年9月末日現在

業種	国内 / 外国	投資比率(%)
半導体・半導体製造装置	外国	85.91
テクノロジー・ハードウェアおよび機器		0.35
合計		86.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
2023年4月末日	284,425,080	-	948.08	-	961
5月末日	1,188,490,114	-	1,188.49	-	1,176
6月末日	1,631,950,018	-	1,255.35	-	1,254
7月末日	2,665,074,071	-	1,300.04	-	1,307
8月末日	4,275,662,021	-	1,276.32	-	1,270
第1計算期間末 (2023年9月24日)	3,127,254,214	3,132,554,214	1,180.10	1,182.10	1,189
9月末日	3,244,991,941	-	1,224.53	-	1,224

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	2.00

【收益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	18.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	5,400,000	2,750,000

(注) 第1計算期間の設定口数には当初設定数量を含みます。

(参考情報)運用実績

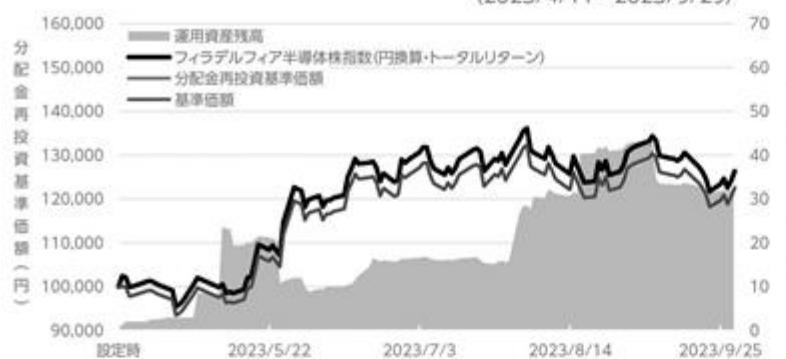
● グローバルX 半導体 ETF

2023年9月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

(2023/4/11～2023/9/29)



分配の推移 100口当たり、税引前

	2023/9/24	200円
運用資産残高(億円)		
分配來分配合計額	200円	
分配回数		
分配額(億円)		

パフォーマンス

	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	-4.06%	---	---	---	+22.45%
分配金再投資基準価額	-3.90%	---	---	---	+22.66%
フィラデルフィア半導体株指数 (円換算・トータルリターン)	-3.83%	---	---	---	+26.35%

組入上位10銘柄

		対運用資産残高比
INVESCO PHIX SEMICONDUCTOR	13.21%	合計: 62.17%
INTEL CORP	7.41%	NVIDIA CORP 6.46%
ADVANCED MICRO DEVICES	7.19%	NXP SEMICONDUCTORS NV 3.61%
TEXAS INSTRUMENTS INC	7.00%	ANALOG DEVICES INC 3.59%
BROADCOM INC	6.67%	QUALCOMM INC 3.59%
		MICRON TECHNOLOGY INC 3.45%

資産別構成

	銘柄数	対運用資産残高比
外国株式	30	86.26%
外国投資信託	1	13.21%
---	---	---
コールローン、その他		0.53%
合計	31	---

「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上の「フィラデルフィア半導体株指数(配当込み)(円換算)」は、グラフの起始時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

業種内訳

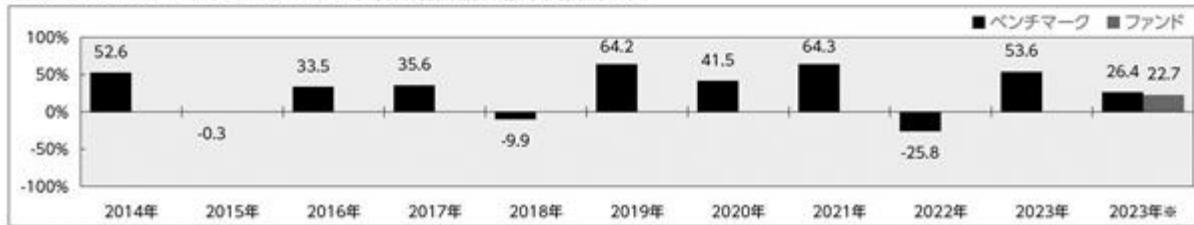


● 情報技術	86.26%
● ---	---
● ---	---
● ---	---
● ---	---
● ---	---
● ---	---
● その他	13.74%

その他は現金及び現金同等物、ETFを含みます。

年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはフィラデルフィア半導体株指数(配当込み)(円換算)です。



*ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

*2023年*は設定日(4月11日)から9月29日まで、2023年は9月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2023年4月11日から2023年9月24日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルX 半導体 ETF】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期
2023年9月24日現在

資産の部	
流動資産	
預金	5,585,724
金銭信託	18,162,516
株式	2,697,008,507
投資信託受益証券	413,224,134
派生商品評価勘定	225
未収入金	11,560,395
未収配当金	4,189,879
流動資産合計	3,149,731,380
資産合計	3,149,731,380
負債の部	
流動負債	
未払金	12,760,045
未払収益分配金	5,300,000
未払受託者報酬	250,144
未払委託者報酬	3,502,608
その他未払費用	664,369
流動負債合計	22,477,166
負債合計	22,477,166
純資産の部	
元本等	
元本	2,650,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	477,254,214
(分配準備積立金)	1,887,267
元本等合計	3,127,254,214
純資産合計	3,127,254,214
負債純資産合計	3,149,731,380

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期
自 2023年4月11日
至 2023年9月24日

営業収益	
受取配当金	11,941,091
受取利息	7,563
有価証券売買等損益	41,344,405
為替差損益	214,939,852
営業収益合計	185,544,101
営業費用	
受託者報酬	250,144
委託者報酬	3,502,608
その他費用	1,008,635
営業費用合計	4,761,387
営業利益又は営業損失()	180,782,714
経常利益又は経常損失()	180,782,714
当期純利益又は当期純損失()	180,782,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-
期首剩余金又は期首次損金()	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	676,939,500
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	676,939,500
剩余金減少額又は欠損金増加額	375,168,000
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	375,168,000
分配金	5,300,000
期末剩余金又は期末欠損金()	477,254,214

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 自 2023年4月11日 至 2023年9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間 当ファンドの第1期計算期間は、2023年4月11日から2023年9月24日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2023年9月24日現在
1. 期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	5,300,000,000円
期中一部解約元本額	2,750,000,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,650,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2023年4月11日 至 2023年9月24日
1. その他費用	主に、対象指数の商標の使用料であります。
2. 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（11,948,654円）及び分配準備積立金（0円）の合計額から、経費（4,761,387円）を控除して計算される分配対象額は7,187,267円（100口当たり271円）であり、うち5,300,000円（100口当たり200円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2023年4月11日 至 2023年9月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2023年9月24日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2 . 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記にて記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2023年9月24日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	141,895,106
投資信託受益証券	43,558,574
合計	185,453,680

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

種類	第1期 2023年9月24日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建	7,379,695	-	7,379,920	225
アメリカ・ドル	7,379,695	-	7,379,920	225
合計	7,379,695	-	7,379,920	225

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1 . 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2 . 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3 . 換算において円未満の端数は切捨てております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		第1期 2023年9月24日現在
1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)		1,180.10円 (118,010円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INTEL CORP	45,671	34.650	1,582,500.150	
	NVIDIA CORP	3,252	410.170	1,333,872.840	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	3,901	194.000	756,794.000	
	ON SEMICONDUCTOR	6,837	90.930	621,688.410	
	QUALCOMM INC	7,006	107.960	756,367.760	
	COHERENT CORP	2,383	28.920	68,916.360	
	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	1,213	582.120	706,111.560	
	ENTEGRIS INC	2,378	90.010	214,043.780	
	GLOBALFOUNDRIES INC	8,679	57.310	497,393.490	
	LAM RESEARCH CORP	1,142	610.390	697,065.380	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	2,184	82.870	180,988.080	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	13,670	51.840	708,652.800	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	8,625	76.090	656,276.250	
	MICRON TECHNOLOGY INC	11,473	67.900	779,016.700	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	757	440.380	333,367.660	
	QORVO INC	1,551	94.550	146,647.050	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,525	96.280	243,107.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	8,576	85.360	732,047.360	
	TERADYNE INC	2,440	95.610	233,288.400	
	WOLFSPEED INC	1,987	35.930	71,392.910	
	ADVANCED MICRO DEVICES	15,181	96.110	1,459,045.910	
	BROADCOM INC	1,739	808.360	1,405,738.040	
	KLA CORP	1,599	446.920	714,625.080	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	9,550	160.400	1,531,820.000	
	ANALOG DEVICES INC	4,414	173.840	767,329.760	
	ALLEGRO MICROSYSTEMS INC	3,048	31.740	96,743.520	
	APPLIED MATERIALS INC	5,253	135.190	710,153.070	
	AMKOR TECHNOLOGY INC	3,893	22.240	86,580.320	
	AXCELIS TECHNOLOGIES INC	521	154.560	80,525.760	

RAMBUS INC	1,729	53.010	91,654.290	
アメリカ・ドル 小計	183,177		18,263,753.690 (2,697,008,507)	
合計	183,177		2,697,008,507 (2,697,008,507)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	INVESTCO PHLX SEMICONDUCTOR	106,480.000	2,798,294.400	
	アメリカ・ドル 小計		106,480.000	2,798,294.400 (413,224,134)	
投資信託受益証券 合計			106,480	413,224,134 (413,224,134)	
合計				413,224,134 (413,224,134)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率(%)	組入投資信託受益証券時価比率(%)	有価証券の合計金額に対する比率(%)
アメリカ・ドル	株式 30銘柄 投資信託受益証券 1銘柄	86.71 -	- 13.29	100.00

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

2023年9月末日現在

資産総額	3,251,116,013円
負債総額	6,124,072円
純資産総額(-)	3,244,991,941円
発行済数量	2,650,000口
1単位当たり純資産額(/)	1,224.53円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額

2022年12月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資

2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

二. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

<訂正後>

a. 資本金の額

2023年9月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資
2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

二. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	<u>26</u>	<u>69,135</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	<u>26</u>	<u>69,135</u>

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	<u>32</u>	<u>192,908</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	<u>32</u>	<u>192,908</u>

3 【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1 . 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3 . 財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	4,149,115		3,888,170
未収委託者報酬	43,757		112,860
未収収益	91,749		57,770
未収入金	5,349		5,975
前払費用	16,107		16,755
その他	1,129		7,699
流動資産合計	4,307,209		4,089,232
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	12,089	1
器具備品	1	15,793	1
建設仮勘定		-	13,929
有形固定資産合計		27,883	33,634
無形固定資産			
ソフトウェア		43,423	26,794
無形固定資産合計		43,423	26,794
投資その他の資産			
長期差入保証金		27,588	77,028
投資その他の資産合計		27,588	77,028
固定資産合計		98,894	137,457
資産合計		4,406,104	4,226,689

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	2	37,283
未払法人税等		15,664
賞与引当金		-
役員賞与引当金		-
その他		3,906
流動負債合計		56,854
固定負債		
固定負債合計		-
負債合計		56,854
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,500,000
資本剰余金		
資本準備金		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		650,749
繙越利益剰余金		650,749
利益剰余金合計		650,749
株主資本合計		4,349,250
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計		-
純資産合計		4,349,250
負債・純資産合計		4,406,104
		4,226,689

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	161,043	237,122
その他営業収益	318,321	412,795
営業収益計	479,364	649,918
営業費用		
委託計算費	127,163	213,781
広告宣伝費	28,214	36,735
調査費	26,987	33,180
通信費	9,640	13,767
協会費	807	1,312
営業雑経費	4,307	14,561
営業費用合計	197,120	313,337
一般管理費		
役員報酬	106,625	148,588
給与	124,776	183,340
賞与	56,669	32,933
賞与引当金繰入	-	17,806
役員賞与引当金繰入	-	12,041
福利厚生費	28,437	42,981
交際費	9,744	19,899
旅費交通費	3,875	16,899
租税公課	29,865	27,831
業務委託費	20,368	14,448
不動産賃借料	41,265	42,844
固定資産減価償却費	1 20,497	1 28,499
支払報酬	10,387	8,397
諸経費	9,832	13,592
一般管理費合計	462,345	610,104
営業損失()	180,101	273,524
営業外収益		
受取利息	41	40
その他	20,356	1,515
営業外収益計	2 20,453	2 1,555
営業外費用		
為替差損	107	84
営業外費用計	162	84
経常損失()	159,810	272,053
特別損失	778	-
税引前当期純損失()	160,589	272,053
法人税、住民税及び事業税	956	891
法人税等合計	956	891
当期純損失()	161,546	272,944

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 489,203	△ 489,203	4,510,796	
当期変動額							
剩余金の配当						－	
当期純損失				△ 161,546	△ 161,546	△ 161,546	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－	
当期変動額合計	－	－	－	△ 161,546	△ 161,546	△ 161,546	
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650,749	4,349,250	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	－	4,510,796
当期変動額				
剩余金の配当				－
当期純損失				△ 161,546
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	－	－	－	△ 161,546
当期末残高	－	－	－	4,349,250

当事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金		利益剩余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剰余金	利益剩余金合計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650,749	4,349,250
当期変動額						
剰余金の配当						—
当期純損失				△ 272,944	△ 272,944	△ 272,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	—	—	△ 272,944	△ 272,944	△ 272,944
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 923,694	△ 923,694	4,076,305

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	—	4,349,250
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純損失				△ 272,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	—	△ 272,944
当期末残高	—	—	—	4,076,305

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によってあります。

(1) 有形固定資産

建物・附属設備	定額法	10～15年
器具備品	定率法	5～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（追加情報）

当事業年度より支給見込み額を合理的に見積もることが可能となったため、「賞与引当金」として計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（追加情報）

当事業年度より支給見込み額を合理的に見積もることが可能となったため、「役員賞与引当金」として計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や海外ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

[時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用]

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。この変更による当期の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物附属設備	2,149千円	3,192千円
器具備品	17,163千円	18,064千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	11,778千円	17,899千円

(損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
有形固定資産	8,603千円	8,870千円
無形固定資産	11,893千円	19,628千円

2 営業外収益の主要項目

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に東京都からの補助金と大和アセットマネジメントからの返金（BPO業務縮小に伴う解決金7,036千円、退職金の払戻3,270千円）です。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に税還付金1,515千円です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位 : 千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位 : 千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	500	-	-	500
合 計	500	-	-	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、信用格付の極めて高い国内銀行の普通預金として預け入れしております。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行つてあり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行つております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行つております。

2 . 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（2022年3月31日）

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETF・香港ETFに係る販売サポート業務を行つております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が237,122千円、販売サポート業務が412,795千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の2 . 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	米国	合計
161,043	318,321	479,364

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	318,321

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
237,122	412,181	614	649,918

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	412,181

(注) 当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

[関連当事者との取引]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174百万円	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任 出向者の受け入れ	出向者負担金の支払い (注1)	131,246	未払金	11,778

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	515百万ドル	資産運用業		あり	販売支援	販売支援(注1)	318,321	未収収益	91,749

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任出向者の受け入れ	出向者負担金の支払い(注1)	218,167	未払金	17,899

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	82,414	資産運用業		あり	販売支援	販売支援(注1)	412,181	未収収益	112,246

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約 (Service Agreement) に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

[1 株当たり情報]

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 8,698.50円	1株当たり純資産額 8,152.61円
1株当たり当期純損失() 323.09円	1株当たり当期純損失() 545.88円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)
当期純損失(千円)	161,546	272,944
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円	事業の内容
大和証券株式会社	100,000 (2022年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505 (2022年12月末日現在)	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2023年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505 (2022年12月末日現在)	
BNPパリバ証券株式会社	102,025	
バークレイズ証券株式会社	38,945 (2022年12月末日現在)	
野村證券株式会社	10,000	

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の監査報告書

2023年11月24日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルX 半導体 ETFの2023年4月11日から2023年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルX 半導体 ETFの2023年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Global X Japan株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

Global X Japan株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 間瀬 友未指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 深井 康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。